

木造住宅耐震【改修工事等】補助金について

<対象要件>

1. 平成12年（2000年）5月31日以前に建築された専用住宅及び店舗・事務所兼用住宅
2. 2階建以下の在来構法により施工された木造建築物
3. 住宅の所有者が藤沢市内に居住していること
4. 一般診断または精密診断の総合評点が1.0未満であるもの
5. 事前相談が終わっているもの

※市税を滞納している方（申請者以外の所有者を含む）は対象となりません。
（藤沢市に市税を納めたことがない場合、滞納確認ができないため、補助対象外になる可能性があります）

※申請前に耐震改修工事等の契約が済んでいるもの（見積りの取得は含みません）、過去に実施した耐震改修工事等については対象となりません。

※事前相談後11月末までに申請がない場合は、キャンセルとなります。

※店舗・事務所兼用住宅の建物用途確認については、課税情報や建築時の記載事項証明等で確認しますので、建築時から用途が変更されている場合は、ご相談ください。

※令和5年度から所有者が市内居住であれば、貸家・空家でも補助対象となりました。

※令和7年度から、<対象要件1>が昭和56年から平成12年に拡充されました。

<補助金額>

耐震改修工事等にかかる費用の1/2かつ最大で115万円

（補強設計費、耐震改修工事費・工事監理費が対象です。）

※令和8年度から、耐震診断に要した費用の追加補助制度は廃止になりました。

<申請期限>

11月末までに補助金交付申請書（第1号様式）提出

<申請に必要なもの>

事前相談時に①～③の書類を確認をします。

- ①マイナンバーカード、運転免許証（両面）、国民健康保険被保険者証等の住所を確認できる資料の写し（所有者全員分）
- ②固定資産（家屋）評価証明書又は家屋に係る納税通知書の写し（所有者全員分）
- ③建築士による一般診断または精密診断の結果を記載した書類

※補助金対象費用予定額は、実際の見積額と大きく乖離しないようにしてください。

（工事計画届と補助額が異なる場合は、工事計画等変更承認申請書の提出が必要になります）

※令和4年度から押印は不要となりました。ただし、申請書を訂正する場合は、

申請書及び訂正箇所を押印が必要になります。（代理者が訂正する場合は、委任状に押印が必要です）

<設計条件>

耐震改修する壁端柱の柱頭・柱脚接合部は、平成12年建設省告示第1460号に適合する仕様として設計すること

<受付窓口>

住まい暮らし政策課 耐震担当

藤沢市役所分庁舎3階 電話：0466-50-3541

